

航空機売買 1504

令和 年度
契第 ●● 号

航空機売買契約書

航空機売買契約書

収入印紙

1 契約件名

ただし、仕様書のとおり。

2 契約金額 金 円

(内 訳)

US \$

— (¥

— ただし、為替換算率 (支出官レート) 1ドル= 円)

日本¥

— (国内関連経費)

うち取引に係る消費税額及び地方消費税 金 円也

3 納入期限 令和 年 月 日

4 納入場所 就航前整備を実施する工場

5 契約保証金 免除

上記航空機の売買について、発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁次長
と受注者②

と、受注者①
は、次の条項により契約を締結する。

(総 則)

- 第1条 受注者①及び受注者②は連携して、頭書の (付属品を含む。以下「航空機等」という。) を仕様書、公示、見積説明書、この契約に際し受注者①が発注者に提出した技術提案書及びその他の提出書面 (以下「仕様書等」という。) に従い、日本国及びこの契約を履行するために必要となる関係国の法令を遵守し、この契約 (この契約書及び仕様書等を内容とする物品売買契約をいう。以下同じ。) を履行しなければならない。
- 2 受注者①及び受注者②は、契約書及び仕様書等に記載の付属品 (性質上必要な容器及び外包等も含む。) を納入期限までに納入場所に於いて引渡すものとし、発注者は、これに対し、邦貨部分の代金を受注者①に、外貨部分 (航空機等の工場出荷価格及び輸送費用、輸送保険料) の代金を受注者②に支払うものとする。
 - 3 この契約書の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量法単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法 (平成4年法律第51号) に定めるものとする。
 - 4 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法 (明治29年法律第89号) 及び商法 (明治32年法律第48号) の定めるところによるものとする。
 - 5 受注者①及び受注者②は、双方が協力して航空機等が本邦に到着するまでの工程上の責任を負うものとする。
 - 6 受注者①は、危険負担を含む前項以外の責任を負うものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第1条の2 発注者及び受注者は、この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除 (以下「指示等」という。) は書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。
この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(仕様書等の解釈)

- 第2条 受注者①及び受注者②は、仕様書等に疑義を生じた場合又は仕様書等に明記されていない事項については、発注者と前条の整備の実施について協議して定めるものとする。

- 2 受注者①及び受注者②は、契約後速やかに納入までの日程表及び経費内訳明細書並びに必要な書類を発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、前項の経費内訳明細書等に不備があると認められる場合は、その変更を求めることができる。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督すべきことを命じられた職員（以下「監督職員」という。）の官職及び氏名を受注者①及び受注者②に通知するものとする。

- 2 受注者①及び受注者②は、監督職員の監督実施について必要な費用を負担するものとする。
- 3 受注者①及び受注者②は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。
- 4 受注者①及び受注者②は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 整備場所に搬入したこの契約にかかる航空機等及び官給品は、第三者に売却若しくは貸与し又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。

(設備等の調査)

第5条 発注者は、必要と認めるときは、監督職員を派遣し、受注者①及び受注者②の設備、航空機等の整備過程その他契約履行の状況を調査することができるものとする。この場合において、受注者①及び受注者②は発注者又は監督職員の指示に従わなければならない。

(特許権等の使用)

第6条 受注者①及び受注者②は、整備の実施について、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(官給品等)

第7条 発注者は、航空機等整備用として、仕様書等に記載する官給品等を、発注者の指定する場所及び日時に受注者①に交付する。この場合におい

て、受注者①は、官給品等の交付を受けた都度受領書を発注者に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつその費用を負担するものとする。

- 2 受注者①は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由によらないで、官給品等が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能なときは、発注者の指定する方法により弁償するものとする。
- 3 受注者①は、官給品等を仕様書等に基づいて使用し、整備の完了又は契約の変更若しくは解除等によって不用となったものはその内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は、検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。））の確認を受けて発注者に提出するとともに、発注者の指定する時期及び場所において、これを発注者に返還しなければならない。

（廃材等の処理）

第8条 受注者①は、官給品等について廃材等を生じたときは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに、その処分について監督職員の指示に従うものとする。

- 2 廃材の処分について、監督職員が引渡を命じた場合は、発注者が指定する時期及び場所において、これを発注者に引き渡さなければならない。
- 3 受注者①は、前項の廃材等を発注者が引き取るまでの間、無償で保管するものとする。

（行政庁に対する手続き）

第9条 受注者①及び受注者②は、航空機等の輸入及び整備について行政庁の検査、検定等を必要とするときは、当該行政庁に対する必要な手続きをするものとする。

（仕様書等の変更）

第10条 発注者は、航空機等の引渡しを完了するまでの間において、仕様書等を変更することができるものとする。

- 2 前項の場合において、契約金額、納入期限、その他この契約に定める条件の変更については、発注者、受注者①及び受注者②で協議するものとする。

（物価変動等による契約金額の変更）

第11条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、契約金額が著しく不相当であると認められるに至った場合

は、発注者、受注者①及び受注者②で協議して、予算の範囲内でこれを変更することができるものとする。

- 2 契約上の外国為替換算率変更等による航空機等本体価格、運賃、外国諸掛、銀行保証料及び輸入税が変更されたときの実績額が当初契約の内訳明細書と相違した場合は、受注者①はすみやかに、実績額報告書及び精算に必要な証拠書類（INVOICE、輸入許可通知書、航空保険領収証、債務保証料計算書又はその他輸入に係る領収書等）を発注者に提出し契約金額の変更を申し出なければならない。ただし、航空機本体及び航空運賃の消費税及び地方消費税の算出は、通関レートをもって行うものとする。
- 3 前項に基づき、契約金額を変更する場合は、発注者受注者①が協議してこれを予算の範囲内で行うことができる。

（納入の通知及び検査）

第12条 受注者①は、航空機等を納入するときは、検査申請書をもって、その旨を発注者に通知するものとする。

- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、検査職員により前項の通知を受理した日（この日以後において受注者①が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から10日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査することができない期間は、検査期間に算入しないものとする。
- 3 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職及び氏名並びに検査時期及び検査場所を受注者①に通知するものとする。
- 4 受注者①は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者①が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者①に通知するものとし、受注者①は、これに対し不服を述べることはできない。
- 5 受注者①は、検査職員の指示に従い、航空機等の運転、操作その他の検査に必要な作業をし、別に定めあるものを除きその費用を負担するものとする。
- 6 発注者の検査の結果、不合格となった場合において、その不合格部分の手直し期間は、発注者が指示する期間とし、その検査期間は、発注者が受注者①から手直しを終了した旨の通知を受理した日（この日以後において受注者①が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から10日以内とする。

（所有権の移転）

第13条 受注者①は、航空機等が前条の検査に合格したときは、遅滞なくこれを発注者に引渡すものとする。

- 2 航空機等の所有権は、その引渡しと同時に、受注者①から発注者に移転するものとする。

(代金の支払)

第14条 発注者は、前条第2項の規定により航空機等の引渡しを受けた後、受注者①及び受注者②が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内(以下「約定期間」という。)に、海上保安庁において、その代金を受注者①及び受注者②に支払うものとする。

2 発注者は、受注者①及び受注者②から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者①及び受注者②に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者①及び受注者②の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者①及び受注者②の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者①及び受注者②の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第15条 発注者は、約定期間内に代金を支払わないときは、受注者①又は受注者②に対し、それぞれの受領すべき金額に対応した遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.6パーセントで計算した額とする。ただし、受注者①又は受注者②が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前2項の例に準じて計算した金額を受注者①又は受注者②に支払うものとする。

(前払金)

第16条 受注者②は、第14条第1項の規定にかかわらず、次の区分により契約金額の一部(外貨部分)の前払金を外貨(契約通貨で表示する。)で請求するものとする。

第1回 契約を締結したとき、工場出荷価格の〇〇%以内の額。ただし、予算の範囲内の額。

第2回 基本機体の完成時、工場出荷価格の〇〇%以内の額。ただし、予算の範囲内の額。

第3回 航空機等が製造工場から出荷される時、工場出荷価格の〇〇%及び空輸費用以内の額。ただし、予算の範囲内の額。

なお、外貨で支払う内容に契約金額の増減がある場合は、その支払時期は、外貨部分の契約金額が決定した後とする。

- 2 発注者は、受注者②から前項に関する前払金の請求のため適法な支出請求書の提出があったとき、これをすみやかに支払うものとする。
- 3 受注者②は、第2回目の前払金を請求しようとするときは、あらかじめ基本機体の着工を証する書類を発注者に提出してその確認を受けるものとする。
- 4 受注者②は、第3回目の前払金を請求しようとするときは、あらかじめ出荷予定日を確認することができる書類を発注者に提出して、その確認を受けるものとする。
- 5 受注者②は、第3回の前払金を受領した場合は、出荷したことを証する書類をすみやかに発注者に提出してその確認を受けなければならない。当該出荷日が、第4項に基づき確認を受けた出荷予定日を遅延したときは、天災地変又は輸出国における戦争・暴動・内乱・公権力による命令処分等、受注者②の責めに帰すべき事由によらない場合を除き、当該出荷予定日の翌日から出荷日までの日数に応じ年2.7%の遅延利息を受注者①が発注者に支払わなければならない。この場合の外国為替換算率は、出荷した日における出納官吏事務規定第16条の率とする。
また、受注者①は、航空機等が本邦に到着後直ちに到着したことを証する書類を発注者に提出してその確認を受けなければならない。
- 6 受注者①は、前項の請求を受けたときは、受注者②に対し求償することができる。

(前払金の保証)

- 第17条 受注者②が前条による前払金の支払いを受けようとするときは、受注者①が受注者②の債務不履行その他の事由による受注者②の発注者に対する前払金の返還債務を保証するものとする。
- 2 受注者①は、前項の保証には銀行を副保証人とした連帯保証書を発注者に提出しなければならない。
 - 3 前項の保証期間は、前払金を支払った日から航空機等が本邦に到着した日までの期間とする。

(契約の変更又は解除による前払金の返納)

- 第18条 受注者②は、発注者から前払金の支払を受けた後において、第10条又は第11条の規定により契約金額が減額された場合で当該前払金に変更後の契約金額を超過するときは、その超過分に相当する額を発注者に対し受注者①をして返納しなければならない。
- 2 受注者②は、発注者から前払金の支払を受けた後において、第24条又は第25条の規定により契約の全部又は一部の解除があった場合には、先

に支払を受けた前払金を発注者に返納しなければならない。この場合において、その解除が第24条第1号から第6号までの規定に該当するときは、当該前払金の支払を受けた日から契約解除の日までの日数に応じ、年2.7パーセントの利息を加算して発注者に対し受注者①をして支払わなければならない。ただし、第24条第1号から第3号までの場合において、受注者①又は受注者②の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

- 3 第1項及び第2項の返納金は、それぞれの事実が発生した日における出納官吏事務規程第16条に定める外国為替換算率で計算された邦貨で支払わなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による返納金等の納付の期日は発注者の指定するところによるものとする。

(連帯保証書の返還)

第19条 発注者は、第16条第4項の規定により航空機等が本邦に到着したことを確認したとき又は前条の規定による前払金等の返納があったときは、受注者①の請求により第17条に規定する連帯保証書を返還するものとする。

(納入期限の延伸)

第20条 受注者①は、納入期限までに航空機等を納入することができないときは、あらかじめ、遅滞の理由及び納入可能期日を明示して、発注者に納入期限の延伸の承認を求めなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めるときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変又は、輸出国における戦争・暴動・内乱・公権力による命令処分・遵法闘争・発注者が必要とする訓練中の事故、官給品・支給品の責に帰する事由による航空機の納入遅延等受注者①又は受注者②の責めに帰することができない事由に基づく場合のほか、受注者①又は受注者②から遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第21条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から航空機等納入の日までの日数に応じ当該納入航空機等の契約金額の年3パーセントに相当する金額とする。ただし、契約金額のうち遅滞部分に相当する代金の10/100の金額をもって限度額とする。なお、遅滞金は、遅滞の事実が発生した日において取り交わされている契約金額で計算し、邦貨で支払わなければならない。

- 2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日の前日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(危険負担)

第22条 第13条第2項の規定による引渡し前に生じた航空機等の滅失、損傷等による損害は、受注者①の負担とする。

2 受注者①は、航空機等の引渡し前に、当該航空機等により第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、損害の発生が発注者の責めに帰する理由によるときは、発注者において損害を負担し、又は第三者に対して賠償の責めを負うものとする。ただし、受注者①の締結した保険契約により損害をてん補される金額があるときは、損害額からこれを控除するものとする。

(契約不適合責任)

第23条 受注者①は、航空機等の引渡し後、仕様書等に定める期間内に、その航空機等（官給品等及び海上保安庁仕様変更以前の機体を除く。）の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者（航空機等の配属先の管区本部長を含む。以下本条において同じ。）の請求により、他の良品と引き換え、若しくは修理し、又は発注者の算定した時価相当額をもってその損失額を弁償するものとする。

ただし、航空機等に取り付けられた各装備品の製造会社が、これらのかし担保期間以上の保証を提供している場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第24条 下記各号の一つに該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者①又は受注者②から解約の申出があったとき。

(2) 受注者①が納入期限までに航空機等を引渡ししないとき又は納入期限までに引渡す見込みがないことが明らかなき。

(3) 航空機等が不合格となったとき。（納入期限前に不合格となり納入期限内に合格品の引渡の見込みがない場合を含む。）

(4) この契約の履行について、受注者①若しくは受注者②又はそれらの代理人（下請負人は代理人とみなす。）若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

(5) 受注者①又は受注者②が第4条の規定に違反したとき。

(6) 前各号のほか、受注者①又は受注者②が契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。

(7) 受注者①又は受注者②が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

2 前項第1号から第6号までの場合において、受注者①は、違約金として解約金額の10/100に相当する金額を邦貨で発注者に支払わなければならない。ただし、第1号から第3号までの場合において、受注者①又は受注者②の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

第25条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者①又は受注者②に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、発注者は、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者①及び受注者②が協議して定めるものとする。

(相殺等)

第26条 この契約により発注者が受注者①又は受注者②から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者①又は受注者②に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者①又は受注者②が発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、受注者①又は受注者②は、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.6パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者①又は受注者②」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第27条 受注者①が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者①は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10/100に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者①が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者①が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者①に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者①又は受注者①が構成事業者である

事業者団体（以下「受注者①等」という。に対して行われたときは、受注者①等に対する命令で確定したものをいい、受注者①等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者①等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者①に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者①（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者①が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者①は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（秘密の保全）

第28条 発注者受注者①及び受注者②は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

（裁判管轄）

第29条 本契約に関する訴えの管轄は、海上保安庁所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

（準拠法）

第30条 本契約から生じるすべての問題は、日本の法律による。

（契約外の事項）

第31条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者受注者①及び受注者②が協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書3通を作成し、発注者受注者①受注者②各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 東京都千代田区霞が関2-1-3
氏 名 支出負担行為担当官
海上保安庁次長

受注者① 住 所
氏 名

受注者② 住 所
氏 名